

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、青果物集出荷組織の状況とその動向を調査して、産地育成を始めとした生産・流通対策の推進、流通改善対策等に関する基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて行った。

(3) 調査の客体

青果物の集出荷業務を行うすべての集出荷団体（農業協同組合等、任意組合）、集出荷業者及び産地集荷市場を調査対象とした。

(4) 調査の期日

平成13年12月から14年1月に調査を実施した。

なお、調査結果の「出荷量」については平成12年産の青果物（野菜、果実）の集出荷状況を取りまとめ、「出荷量」以外については平成13年5月現在の状況を取りまとめた。

また、本調査は周期年調査であり、前回は平成8年に実施した。

(5) 調査品目

青果物の集出荷状況については、以下の品目を対象とした。

ア 野 菜（20品目）

だいこん、かぶ、にんじん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、スイートコーン、いちご、メロン、すいか、その他野菜（ごぼう、れんこん、やまのいも、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、かぼちゃ、さやいんげん、さやえんどう、えだまめ）

イ 果 実（18品目）

みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル、キウイフルーツ

2 調査の約束

(1) 集出荷団体

集出荷団体とは生産者から青果物の販売の委託を受けて青果物を出荷する団体をいい、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）で定める農業協同組合、農事組合法人及び農業協同組合連合会並びにこれらに含まれない任意組合をいう。

ア 総合農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売など）を併せ行う農協をいう。

イ 専門農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合で行う事業が特定作目を対象とし、あるいは1事業に限定されている農協をいう。

なお、この調査では、農業協同組合法で定められた農事組合法人が青果物を出荷している場合はここに含めた。

ウ 農協連合会

総合農協又は専門農協の単協が構成員となって組織された2市町村以上にまたがる区域を管轄する連合会をいう。

エ 任意組合

個別生産者によって任意に組織された青果物の出荷を行うア、イ及びウ以外の団体（法人、非法人を問わない。）をいう。

(2) 集出荷業者

産地で生産者などから青果物を集荷して出荷する産地仲買人、産地問屋等をいう。

なお、産地集出荷市場に上場された青果物を買取って他市場に出荷することを主とする業者はここに含めた。

(3) 産地集荷市場

青果物を集荷し消費都市に出荷する目的で産地に開設されている市場であって、その取扱量のほぼ80%以上が消費都市に再出荷される市場をいう。

(4) 出荷量

青果物を生食用又は加工用として販売したものの量をいう。このため、種子用又は飼料用として販売されたものは含んでいない。

(5) 出荷形態

青果物を卸売市場等に出荷する場合の形態をいう。

ア 段ボール

青果物を出荷すること目的として作成された段ボールに梱包し出荷するものをいう。

イ コンテナ

青果物を出荷すること目的として使用するプラスチックや金属で容器の再利用を目的として作成された容器に梱包し出荷するものをいう。

ウ その他

段ボール、コンテナ以外の容器（ネットや紙袋等）で梱包等をし出荷するものをいう。

(6) 選別方法

青果物を卸売市場等に出荷する場合の選別規格の選別方法をいう。

ア 個別選別

青果物生産者が独自の選別規格に調整選別を行い出荷するものをいう。

イ 共同選別

集出荷組織が定めた選別規格に調整選別を行い出荷するものをいう。

(7) 手選別

集出荷組織が定めた選別規格に基づき機械を用いずに調整選別を行い出荷するものをいう。

なお、集出荷組織が定めた規格に基づき生産者が選別調整を行った後、集出荷組織の検査を経て出荷するものもこれに含めた。

(イ) 機械選別

集出荷組織が定めた選別規格に基づき機械を用いて調整選別を行い出荷するものをいう。

なお、一部の工程（重量、大きさ等）のみ機械を用いた調整選別を行うものもこれに含めた。

(7) 施設等の保有

青果物の集荷、調整選別、貯蔵等に用いる集出荷施設をいう。

ア 集荷場

青果物の集荷に用いている屋根のある集荷場及び荷造場をいう。

なお、生産者があらかじめ選別の工程の一部を行って持ち込み、主として検査、格付けを行う手選別場もここに含めた。

イ 選別場

青果物の選別に用いている建物をいい、選別機の有無により手選別場、機械選別場に区分した。

ウ 選別機

青果物の選別（重量、大きさ、色・傷・形状、内部品質等）に用いる機械をいう。

エ 予冷施設

青果物を市場等に輸送又は貯蔵する前に、所定の温度まで冷却するための施設をいう。

(7) 真空冷却式

タンク内の圧力を下げ、水分の蒸発時の潜熱を利用して品温を下げる方式の予冷施設をいう。

(イ) 差圧冷却式

容器の相対する２側面に孔を開けて通気性をもたせ、有圧ファンによって冷気を孔に入れて品温を下げる方式の予冷施設をいう。

(ウ) 強制通風式

ファンにより室内に冷気を循環させて品温を下げる方式の予冷施設をいう。

オ 貯蔵施設

青果物を市場等に出荷するまで一時貯蔵するための施設をいう。

(7) 普通倉庫

パネル、プレハブ等で造成されたもので空調設備のない貯蔵施設をいう。

(イ) 低温貯蔵庫

青果物を消費地の需要動向に即して安定的・計画的に出荷するため、低温で比較的長期間（野菜2～3週間以上、果実1ヶ月以上）貯蔵できる貯蔵施設をいう。

なお、高冷地の自然環境を利用して貯蔵する施設及び低温倉庫もこれに含めた。

(ウ) CA貯蔵庫

貯蔵庫内のガス濃度を調整して青果物の貯蔵性を高める設備のある低温貯蔵庫をいう。

カ 加工施設

青果物を加工するための施設をいう。

(7) 缶・瓶詰

青果物を原料として、ほぼ原型に近似した形態で調理又は調味し、缶・瓶詰製品（カップ製品を含む。）にしたもの及び缶・瓶詰用素材を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

(イ) 漬物

青果物を原料として調味料を添加した漬物類であって、缶・瓶詰その他の包装製品（包装（容器）の形態は問わない。）にしたもの及び漬物用素材を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

(ウ) 果汁

青果物を原料とするジュース、原果汁、濃縮果汁等であって、缶・瓶詰その他の包装製品（包装（容器）の形態は問わない。）にしたもの及び果汁用素材を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

(エ) その他

青果物を原料とした加工製品及びその用を目的とした中間加工品を製造する上記(7)、(イ)及び(ウ)に含まれない加工施設をいい、例えば、冷凍及び乾燥した加工品やコロケ、ギョウザ等の調理冷凍食品等及びそれらの用を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

(8) 選別区分

青果物を一定の基準（大きさ、重量、品質等）により選別する区分をいう。

ア 階級

青果物の大きさや重量の基準（L、M、Sや1ケースに入る玉数等）の区分をいう。

イ 等級

青果物の品質の良否（品質の良否によるA、Bや秀、優等）の区分をいう。

3 利用上の注意

(1) 青果物の収穫量は年によって気象の影響等から豊凶があることから、集出荷組織の取り扱う出荷量等には注意されたい。

(2) 数値のラウンドについて

統計数値のラウンド方法は、次のとおりである。

なお、計と内訳が一致しない場合があるのは、ラウンドのためである。

原 数		7 けた以上 (100万以上)	6 けた (10万)	5 けた (万)	4 けた (1 000)	3 けた以下 (100以下)
ラウンドするけた（下から）		3 けた	2 けた		1 けた	ラウンドしない
例	ラウンドする前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	ラウンドした数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(3) この統計表で使用した符号は、次のとおりである。

「0」 単位に満たないもの

「-」 事実のないもの

「x」 秘密保護上統計数値を公表しないもの

「…」 事実不詳又は調査を欠くもの

(4) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計情報部 生産統計課 園芸統計班
電話 03（3502）8111 内線2763
03（3591）4604（直通）